○北陸地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月九日　北陸地方整備局長　小俣　篤

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　富山高岡広域都市計画道路事業三・四・二百十三号東岩瀬線

三　事業施行期間　自平成三十年二月九日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県富山市上野新町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月九日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考		
鈴鹿市北玉垣町字細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	BA	一九・〇〇～四・五〇メートル	八五・〇〇～一二三・七〇メートル	三〇・一三四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一九・〇〇～四・五〇メートル	八五・〇〇～一二三・七〇メートル	三〇・一三四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月九日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	津市神戸字藤谷三七二九番一から同市久居相川町字硯石二四三五番一四まで	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月九日

○近畿地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考		
神戸市長田区腕塚町九丁目四一番から同市西区平野町中津字小東山一二八九番一〇七まで	前	BA	一三・七〇～一九・四〇メートル	六〇・〇～三一〇・〇メートル	二四・六三三キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		CB	二三・〇〇～一九・四〇メートル	三六・〇～一〇〇・〇メートル	一四・九一五キロメートル	
		DC	四六・四〇～三七・〇〇メートル	七〇・〇～一三四・〇メートル	四・六七〇キロメートル	
		ED	四六・四〇～三七・〇〇メートル	七〇・〇～一三四・〇メートル	四・二四〇キロメートル	
	後	BA	一三・七〇～一九・四〇メートル	六〇・〇～三一〇・〇メートル	二四・六三三キロメートル	
		CB	二三・〇〇～一九・四〇メートル	三六・〇～一〇〇・〇メートル	一四・九一五キロメートル	
		DC	四六・四〇～三七・〇〇メートル	七〇・〇～一三四・〇メートル	四・六七〇キロメートル	
		ED	四六・四〇～三七・〇〇メートル	七〇・〇～一三四・〇メートル	四・二四〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	神戸市垂水区多聞町字小東山八六八番九地内	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月九日

○九州地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月九日　九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　久留米小郡都市計画、朝倉筑前都市計画及び北野大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域下水道（名称変更前の平成七年建設省告示第四百十五号小郡都市計画、甘木都市計画及び大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域下水道）

三　事業施行期間　自平成七年三月三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月九日　九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年九州地方整備局告示第百十号日田都市計画道路事業三・五・十九号銭渕大宮線及び三・五・十一号日高石井線

三　事業施行期間　自平成二十七年七月三十日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十七年九州地方整備局告示第百十号の事業地のうち大字高瀬字銭渕及び字越原地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし